

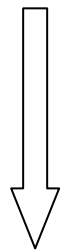
資料3	大阪府環境審議会 揮発性有機化合物・化学物質対策部会（第7回）
	平成19年3月27日

今後のスケジュール及び部会第二次報告の構成案

1. 今後の主なスケジュール

H19.3.16 大阪府生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例の公布
化学物質対策に関する用語及び指針に関する規定の施行

H19.3.27 第7回 揮発性有機化合物・化学物質対策部会
エチレンオキシド等の規制内容等の審議

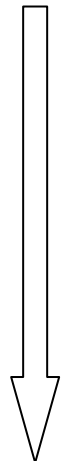


< 部会審議を踏まえ、パブリックコメント資料をとりまとめ >

H19.4 中旬～5月中旬 パブリックコメント手続き

H19.5 下旬～6月上旬 第8回 揮発性有機化合物・化学物質対策部会
パブコメ結果を踏まえ、部会第二次報告のとりまとめ

H19.6 月後半（見込み） 第34回 環境審議会 部会第二次報告（答申）



改正条例等の施行準備

- 1 関係規定類の整備
施行規則の改正・公布
（第一次答申、第二次答申を踏まえた規則改正）
化学物質適正管理指針の策定・公表 等
- 2 解説資料作成・事業者への周知等
指針の解説、事業者向けマニュアル等の作成
パンフレット等の作成、説明会等の開催による周知
- 3 関係市（指定都市、中核市等）への権限移譲に関する協議・条例改正

H20.4.1 改正条例の施行（化学物質適正管理制度に係る届出に関する規定を除く。）
エチレンオキシド等の規制の施行

H21.4.1 化学物質適正管理制度に係る届出に関する規定を施行

2 「揮発性有機化合物・化学物質対策部会」第二次報告の構成案

揮発性有機化合物及び化学物質対策のあり方について（第二次報告）

はじめに

有害物質に係る排出規制の見直しについて

1 エチレンオキシドの排出規制等について

1-1 エチレンオキシド等の排出規制

(1)エチレンオキシドの有害性や規制等の現状

(2)規制対象施設（届出施設）

追加施設に係るエチレンオキシド以外の有害物質の取扱いを含む

(3)規制基準及び経過措置

粉じん形態の排出の取扱いを含む

(4)排出規制内容（案）のまとめ

1-2 適正管理によるエチレンオキシドの排出抑制

2 有害物質規制に係る規制基準（設備構造基準）の遵守状況の把握のための記録項目について

(1)指定有害物質及び指定特定粉じんに係る規制基準

(2)記録項目（案）

まとめ

《参考》

1 審議経過

2 揮発性有機化合物・化学物質対策部会 委員名簿

3 揮発性有機化合物及び化学物質対策のあり方について（諮問）（写）

《資料》